

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県公安委員会

委員長 藤 原 博

岩手県公安委員会規則第 7 号

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 18 年岩手県公安委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 1（第11条関係）				別表第 1（第11条関係）			
区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額
1 乾式の複写機による 写し（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでの ものに限る。）		[略]	60円 （両面に複写し た場合にあつて は、120円）	1 乾式の複写機による 写し（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでの ものに限る。）		[略]	40円 （両面に複写し た場合にあつて は、80円）
[略]				[略]			
別表第 2（第11条関係）				別表第 2（第11条関係）			
開示の実施 の方法	区 分	単 位	金 額	開示の実施 の方法	区 分	単 位	金 額
[略]				[略]			
紙その他こ れに類する ものに印字 し、又は印画 したもの の写しの交付	1 乾式の複写機 による写し（日本 工業規格 A 列 3 番の大きさまで のものに限る。）	カラ ー	1 枚に つき （両面に 複写した 場合に あつては、 120円）	紙その他こ れに類する ものに印字 し、又は印画 したもの の写しの交付	1 乾式の複写機 による写し（日本 工業規格 A 列 3 番の大きさまで のものに限る。）	カラ ー	1 枚に つき （両面に 複写した 場合に あつては、 80円）
	[略]				[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。